Sunhayato

製品安全データシート

１．化学物質等および会社情報

製　品　名	：	高周波ワニス希釈剤
製品コード	：	VAD-500,1000,1500
整理番号	：	SG043115
会　　社	：	サンハヤト株式会社
住　　所	：	東京都豊島区南大塚３丁目４０番１号
担当部門	：	本社　営業部
電話番号	：	03-3984-7791
F　A　X	：	03-3971-0535
用　　途	：	ワニスの希釈剤
作　成　日	：	1997 年 03 月 15 日
改　訂　日	：	2009 年 12 月 9 日　　REV. 1.21

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類	：引火性液体	区分２
	皮膚腐食性/刺激性	区分２
	発がん性	区分２
	眼損傷性/眼刺激性	区分２A-２B
	生殖毒性	区分 1A
	生殖細胞変異原性	区分 1B
	標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分１(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)
		区分３(気道刺激性、麻酔作用)
	標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分１（呼吸器、神経系、肝臓）
		区分２（神経）
	吸引性呼吸器有害性	区分２
	水生環境有害性（急性）	区分３
	水生環境有害性（慢性）	区分３

ラベル要素

絵表示又はシンボル　：

注意喚起語　：　危険

危険有害性情報　：引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれ
発がんのおそれの疑い
呼吸器への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
臓器(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)の障害
長期または反復暴露による臓器(呼吸器、神経系、肝臓)の障害
長期または反復暴露による臓器(神経)の障害のおそれ
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
水生生物に有害
長期的影響により水生生物に有害

注　意　書　き　：すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出を避けること。

３．組成、成分情報

単一製品・混合物の区分　：　混合物製品

化学名	酢酸エチル	キシレン	エタノール
含有量（wt%）	55～65	10～20	10～20
官報公示整理番号	2-726	3-3	2-202
CAS No.	141-78-6	1330-20-7	64-17-5
国連番号	1173	1307	1170
国連分類	3	3	3
輸出統計品目番号	2915.31.000	2902.44.000	2207.10.000
EINECS	205-500-4	215-535-7	200-578-6
IMDG	3.2	3.3	3.2
PRTR 法	非該当	1-80 （改正前：1-63）	非該当

化学名	n-ﾌﾟﾛﾋﾟﾙｱﾙｺｰﾙ	イソヘキサン
含有量（wt%）	1～10	<0.8
官報公示整理番号	2-207	2-6
CAS No.	71-23-8	107-83-5
国連番号	1274	1208
国連分類	3	3
輸出統計品目番号	2905.12.000	2901.10.000
EINECS	200-746-9	203-523-4
IMDG	3.3	3.1
PRTR 法	非該当	非該当

４．応急処置

吸入した場合：　被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師の手当、診断を受けること。気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合：　汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚を速やかに洗浄すること。多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

目に入った場合：　水で数分間、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合：　口をすすぐこと。医師の手当、診断を受けること。

予想される急性症状及び遅発性症状：

吸入すると、めまい、し眠、頭痛、吐き気。皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。眼に接触すると、発赤、痛み。飲み込むと、灼熱感、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気。

５．火災時の処置

消火剤：　小火災；　二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤

大火災；　散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤：　棒状注水

特有の危険有害性：　加熱により容器が爆発するおそれがある。火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。引火性液体及び蒸気。

特有の消火方法：　引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護：　消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

６．漏出時の処置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：　漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項：　河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。環境中に放出してはならない。

回収、中和：　少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。

封じ込め及び浄化の方法・機材：　危険でなければ漏れを止める。漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策：　すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

７．取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策：　『８．ばく露防止及び保護処置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気：　『８．ばく露防止及び保護処置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

接触回避：　『１０．安定性および反応性』を参照。

保管

技術的対策：　保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件：　熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。酸化剤から離して保管する。容器は直射日光や火気を避けること。容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。施錠して保管すること。

混触危険物質：　『１０．安定性および反応性』を参照。

容器包装材料：　消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

８．暴露防止および保護処置

管理濃度：　50ppm（キシレンの情報を記載）

許容濃度：　日本産業衛生学会　50ppm、217mg/m³（キシレンの情報を記載）

ACGIH TLV　100ppm、434mg/m³（キシレンの情報を記載）

設備対策：　製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。静電気放電に対する予防措置を講ずること。この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具：　適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具：　製造業者が指定する保護手袋を着用すること。

眼の保護具：　製造業者が指定する眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）

皮膚及び身体の保護具：　製造業者が指定する顔面用の保護具を着用すること。

衛生対策：　取扱い後はよく手を洗うこと。

９．物理的および化学的性質

外観等	：	無色透明液体
臭い	：	わずかな芳香
臭いの閾値	：	情報なし
pH	：	情報なし
融点	：	情報なし
沸点	：	情報なし
引火点	：	－4℃（タグ密閉式）
蒸発速度	：	情報なし
火炎燃焼性	：	非該当
爆発限界	：	情報なし
蒸気圧	：	情報なし
蒸気密度	：	情報なし

相 対 密 度 ： 0.795～0.800（20℃）
溶 解 度 ： 水；一部不溶　　その他；種々の有機溶剤に溶解
n-オクタノール／水分配係数 ： 情報なし
自然発火温度 ： 情報なし
分 解 温 度 ： 情報なし
粘 度 ： 情報なし

１０．安定性および反応性

安定性：　通常の取扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性：　三酸化クロム等の強酸化剤と接触すると発火、爆発する。酸化剤、アルミニウムと反応して水素ガスを発生する。
避けるべき条件：　加熱
混触危険物質：　酸化剤、アルミニウム。
危険有害な分解生成物：　加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

１１．有害性情報

急 性 毒 性 ： 経口ラット　LD_{50}　＞3500mg/kg（キシレンの情報を記載）
経口ラット　LD_{50}　>5000mg/kg（酢酸エチルの情報を記載）
経口ラット　LD_{50}　14,000mg/kg（エタノールの情報を記載）
経口ラット　LD_{50}　5400mg/kg(n-ﾌﾟﾛﾋﾟﾙｱﾙｺｰﾙの情報を記載)
経口ラット　LD_{50}　28,710mg/kg（イソヘキサンの情報を記載）
皮 膚 刺 激 性 ： ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、「中等度の刺激性」の結果 がある。（キシレンの情報を記載）
刺 激 性 （ 眼 ） ： ウサギを用いた眼刺激性試験で、「中等度(moderate) の刺激性」の結果がある。（キシレンの情報を記載）
感 作 性 ： 情報なし
生殖細胞変異原性 ： ラット及びマウスにおける優勢致死の報告、マウス生殖細胞における異数性誘発の報告がある。（エタノールの情報を記載）
発 が ん 性 ： ヒトに対して発がん性の疑いが強い物質と報告がある。
(n-ﾌﾟﾛﾋﾟﾙｱﾙｺｰﾙの情報を記載)
生 殖 毒 性 ： マウスの発生毒性試験で親動物に一般毒性がみられない用量で、胎児に体重減少、水頭症がみられている。
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：
ヒトについては、「喉の刺激性、重度の肺うっ血、肺胞出血及び肺浮腫、肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化、点状出血と腫大及びニッスル小体の消失を伴う神経細胞の損傷、四肢のチアノーゼ、一過性の血清トランスアミナーゼ活性の上昇、血中尿素の増加、内在性クレアチニンの尿中クリアランス低下、肝臓障害及び重度の腎障害、記憶喪失、昏睡」、「肺のうっ血、浮腫、巣状肺胞出血」等の記述がある。実験動物については、「深い麻酔作用」、等の記述がある。
（キシレンの情報を記載）
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：
ヒトについては、「眼や鼻への刺激性、喉の渇き」、「慢性頭痛、胸部痛、脳波の異常、呼吸困難、手のチアノーゼ、発熱、白血球数減少、不快感、肺機能低下、労働能力の低下、身体障害及び精神障害」等の記述がある。（キシレンの情報を記載）
吸引性呼吸器有害性： o-キシレン、m-キシレン、p-キシレンの ICSC より、「液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。」の記述がある。（キシレンの情報を記載）

Sunhayato

１２．環境影響情報(キシレンの情報を記載)

生態毒性：　ニジマス LC50 3.3mg/L/96H
残留性・分解性：　急速分解性がある（TOC による分解度：100%）。
生体蓄積性：　log Pow = 3.12-3.2 により生物蓄積性が低いと推定される。
土壌中の移動性：　情報なし
他の有害影響：　情報なし
環境基準：　情報なし

１３．廃棄上の注意

残余廃棄物：　廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装：　容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

１４．輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の記載に従うこと。
容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国連分類：　クラス３（PG-Ⅱ）
国連番号：　1263
陸上輸送：　消防法、労働安全衛生法等の定めるところに従うこと。
海上輸送：　船舶安全法の定めるところに従うこと。
航空輸送：　航空法の定めるところに従うこと。

１５．適用法令

消防法：　危険物第４類第１石油類
PRTR 法：　該当　1-80（改正前：1-63）
（なお、PRTR 届出のための排出・移動量の把握は平成２２年４月からの開始であり、平成２１年度分の届出は政令改正前の第一種指定化学物質、号番号に基づき行う必要があります。）

労働安全衛生法：　施行令第１８条　名称等を表示すべき有害物
施行令第１８条の２　名称等を通知すべき有害物
令別表第１　危険物（引火性の物）
有機溶剤中毒予防規則：　該当
船舶安全法：　危規則第３条危険物　引火性液体類
航空法：　施行規則第１９４条危険物　引火性液体
港則法：　施行規則第１２条危険物　引火性液体類
輸出貿易管理令：　非該当

１６．その他の情報

記載内容は、現時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。
また、注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施のうえ、ご利用ください。
記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。